

人力资源社会保障部 外交部 公安部 文化部
关于印发《外国人入境完成短期工作任务的相关办
理程序(试行)》的通知

人社部发〔2014〕78号

各省、自治区、直辖市人力资源社会保障厅(局)、
外事办公室、公安厅(局)、文化厅(局), 各驻外
使馆、领馆、处、驻香港、澳门公署:

为做好《中华人民共和国出境入境管理法》和《外
国人入境出境管理条例》等法律法规的贯彻实施工作,
进一步规范外国人在中国就业行为, 人力资源社会
保障部、外交部、公安部、文化部联合制定了《外国
人入境完成短期工作任务的相关办理程序(试行)》(以
下简称《办理程序》)。现印发给你们, 请认真执行。

各级人力资源社会保障、外事、公安、文化等部
门应按照《办理程序》为入境完成短期工作任务的外
国人办理相关手续。对于未按《办理程序》办理相关
手续入境及不按工作证明所列事项从事短期工作的外
国人, 公安机关将按非法就业查处。各部门要逐步完
善各项管理制度, 加强协调配合, 强化信息沟通, 为
入境完成短期工作任务的外国人提供便利。

《办理程序》自 2015 年 1 月 1 日起执行。请各部
门抓紧做好执行前的各项准备工作。外国人在中国短
期工作证明(中英文)和外国人短期工作信息表、外
国人演出信息表电子模板另行发放。

附件: 外国人入境完成短期工作任务的相关办
理程序(试行)

人力资源社会保障部
外交部
公安部
文化部
2014 年 11 月 6 日

附件

外国人入境完成短期工作任务的相关办
理程序(试行)

一、外国人入境完成短期工作任务, 指因下列事
由入境, 且在境内停留不超过 90 日的:

『外国人短期終了業務のための入国に関する処理手
続(試行)』の発行に関する人力資源社会保障部、外
交部、公安部及び文化部の通知

人社部発〔2014〕78号

各省、自治区、直辖市の人力資源社会保障庁(局)、
外交事務室、公安厅(局)、文化庁(局), 各在外公
館、領事館、部、駐香港、マカオ官署:

『中華人民共和国出入国管理法』及び『外国人出
入国管理条例』等の法律法規に係る業務実施を徹底
し、外国人の中国における就業を更にルール化する
ため、人力資源社会保障部、外交部、公安部、文化
部は共同で『外国人短期終了業務のための入国に関
する処理手続(試行)』(以下、『処理手続』という)
を制定した。此処に交付のうえ、真摯に実行されたい。

各級の人力資源社会保障、外交事務室、公安、文
化等の部門は、『処理手順』に沿って、短期終了業務
のために入国する外国人の処理に関する手続を行わ
なければならない。『処理手続』の関連手続に従わな
い入国、及び所定の業務証明に基づかず短期業務に
従事する外国人に対して、公安機関は違法就労とし
て調査を行う。各部門は、逐次各種管理制度を強化
し、強調・協力を進め、情報交流を強化し、短期終
了業務のために入国する外国人に便宜を図らなけれ
ばならない。

『処理手順』は 2015 年 1 月 1 日より執行する。各
部門は急ぎ、実行前に全ての準備を終えることを願
う。外国人の中国における短期業務証明(中英語)
及び外国人短期業務情報表、外国人出演情報表は、
電子版テンプレートを別途支給する。

添付: 外国人短期終了業務入国に関する処理手続
(試行)

人力資源社会保障部
外交部
公安部
文化部
2014 年 11 月 6 日

添付:

外国人短期終了業務入国に関する処理手続(試行)

一、外国人短期終了業務のための入国とは、次に掲
げる事由で入国し、国内での滞在が 90 日を超えない
ものをいう。

- (一) 到境内合作方完成某项技术、科研、管理、指导等工作；
- (二) 到境内体育机构进行试训（包括教练员、运动员）；
- (三) 拍摄影片（包括广告片、纪录片）；
- (四) 时装表演（包括车模、拍摄平面广告等）；
- (五) 从事涉外营业性演出；
- (六) 人力资源社会保障部门认定的其他情形。

二、以下情形不视为完成短期工作任务：

- (一) 购买机器设备配套维修、安装、调试、拆卸、指导和培训的；
- (二) 对在境内中标项目进行指导、监督、检查的；
- (三) 派往境内分公司、子公司、代表处完成短期工作的；
- (四) 参加体育赛事的（包括运动员、教练员、队医、助理等相关人员。但根据国际体育组织要求，经我国主管部门批准，持注册卡入境参赛等情况除外）；
- (五) 入境从事无报酬工作或由境外机构提供报酬的义工和志愿者等；

(六) 文化主管部门在批准文书上未注明“涉外营业性演出”的。

具有（一）（二）（三）（四）情形，且停留时间不超过 90 日的，应当申请办理 M 字签证；具有（五）（六）情形，且停留时间不超过 90 日的，应当申请办理 F 字签证。

三、前述第一条、第二条第（一）、（二）、（三）、（五）项所列人员每次入境停留时间超过 90 日的，均应按照《外国人在中国就业管理规定》申请办理相关手续。入境从事季节性劳务、短期劳务按有关规定执行。

四、入境进行短期营业性演出的外国文艺表演团体、个人应持有文化主管部门出具的批准文书及在中国短期工作证明（以下简称工作证明）；入境完成其他短期工作任务的，应持有人力资源社会保障部门颁发的外国人就业许可证书（以下简称许可证书）及工作证明。

工作证明登记项目包括：持有人国籍和姓名、工

- (一) 中国国内の提携先における、技術、科学研究、管理、指導等の業務
- (二) 中国国内のスポーツ機関における、セレクション（トレーナー、選手を含む）
- (三) 映画撮影（広告、ドキュメンタリーを含む）
- (四) ファッションショー（モーターショーのコンパニオン、広告撮影等を含む）
- (五) 海外の営利性公演への従事
- (六) 人力资源社会保障部門が認定する、その他の状況

二、以下の状況にあるものは、短期終了業務と見做さない。

- (一) 購入機械設備の付設、補修、設置、調整、取り外し、指導、トレーニング
- (二) 中国国内で落札されたプロジェクトの指導、監督、検査
- (三) 中国国内の分公司、子公司、代表処に派遣のうえ行う短期終了業務
- (四) スポーツ大会への参加（選手、トレーナー、医療チーム、アシスタント等の関係者を含む。但し、国際スポーツ機関の求めにより、我が国の主管部門が承認のうえ、登録カードを所持して入国・参加する等の場合を除く）
- (五) 入国のうえ無報酬の業務に従事する場合、或いは海外機関から報酬を受け取る有償ボランティア及び無償ボランティア等

(六) 文化主管部門が、承認書面において明記していない「海外からの営利性公演」

(一) (二) (三) (四) に該当し、且つ滞在期間が 90 日を超えない場合、M ビザを申請しなければならない。(五) (六) に該当し、且つ滞在期間が 90 日を超えない場合、F ビザを申請しなければならない。

三、前述の第一条、第二条第（一）、（二）、（三）、（五）項に掲げる者は、中国入国時の一回あたりの滞在期間が 90 日を超えない場合、いずれも『在中国外国人就業管理規定』に従い、関連手続きを申請しなければならない。入国のうえ、季節性労働、短期労働に従事する場合、関連規定に従い執行する。

四、入国のうえ、短期営利性公演を行う芸能団体・個人は、文化主管部門が発行する承認文書及び中国短期業務証明書（以下、「業務証明書」という）を備えなければならない。入国のうえ、その他の短期終了業務を行う場合、人力资源社会保障部門が発行した外国人就業許可証および業務証明書を備えなければならない。

業務証明書の登記事項は、以下の内容を含むもの

作内容、工作地点、工作期限、签发日期等。

五、短期工作人员申请入境工作应按下列程序办理：

(一) 申请工作许可

1 申请人力资源社会保障部门许可证书及工作证明

境内合作方拟邀请外国人入境从事短期工作的，应向省级人力资源社会保障部门或者其授权的地市级人力资源社会保障部门提出申请，并提交以下证明材料：

- (1) 境内合作方登记证明、组织机构代码（均为复印件）；
- (2) 中外双方合作协议、项目合同等；
- (3) 拟入境人员简历；
- (4) 有效护照或其他国际旅行证件（复印件）；

(5) 申请完成专业技术工作任务的外国人，应按国家规定提供相关学历或技术（职业）资格证明文件；

(6) 审批机关规定的其他证明材料。

人力资源社会保障部门对入境短期工作事由明确、完整、合理，且没有违反国家法律法规者，发放许可证书及工作证明。

外国人入境完成工作任务的地点涉及两个或以上省级地区的，应在境内合作方所在地的人力资源社会保障部门申请办理相关手续。

各省级人力资源社会保障部门应在外国人入境前，将《外国人短期工作信息表》，以电子文档形式报送人力资源社会保障部。

2 申请文化主管部门批准文书及工作证明

外国文艺表演团体、个人拟入境进行营业性演出的，应当由演出举办单位向首次演出所在地文化主管部门提出申请，文化主管部门应当根据《营业性演出管理条例》及其实施细则的规定，自受理申请之日起20日内作出决定。批准的，发给批准文书，并注明“涉外营业性演出”；不予批准的，应当书面通知申请人并说明理由。其中，拟入境进行营业性演出的外国文艺表演团体、个人，在境内停留时间不超过90日的，文化主管部门为其出具工作证明。演出增加地已列入工作证明的，演出增加地文化主管部门不再另行出具工作证明。

とする：所持人の国籍及び姓名、業務内容、就業地、就業期間、発行日等。

五、短期業務従業員は、下記手順に従い、国内業務申請を行う。

(一) 業務許可の申請

1 人力资源社会保障部門に対する、許可証及び業務証明書の申請

短期業務に従事する外国人を招聘する国内の提携先は、省級的人力资源社会保障部門或いは授權を受けた地・市級的人力资源社会保障部門に、以下の証明資料を提出のうえ、申請を行わなければならない。

- (1) 国内提携先の登記証明、組織機構コード（いずれもコピー）
- (2) 中外双方の提携契約書、プロジェクト契約書等
- (3) 入国予定者の履歴書
- (4) 有効なパスポート或いはその他の国際旅券書類（コピー）

(5) 専門技術業務の完成に携わる外国人の申請においては、国家规定に照らし、関連の学歴或いは技術（職業）資格証明書面を提供する。

(6) 審査機関が定める、その他の証明資料

人力资源社会保障部門は、短期業務のための入国が明確、万全、合理的で、且つ国の法律法規に反しない者に対して、許可証及び業務証明書を発給する。

外国人の国内における業務完成地が二箇所以上の省・地区に及ぶ場合、国内提携先的人力资源社会保障部門において、関連手続きの申請を行うものとする。

各省级人力资源社会保障部門は、外国人入国の前に、『外国人短期業務情報表』について、電子ファイルによって、人力资源社会保障部に提出しなければならない。

2 文化主管部門に対する、承認文書及び業務証明書の申請

中国国内において営利性公演を予定する海外の芸能団体・個人は、初回公演が行われる地区の文化主管部門に申請を行い、文化主管部門は『営利性公演管理条例』及びその実施細目の規定に従い、申請を受理した日から20日以内に、決定を行わなければならない。許可する場合、「海外営利性公演」が明記された許可証を発給し、不許可の場合、理由を説明した書面を、申請人に通知しなければならない。また、中国国内において営利性公演を予定する海外の芸能団体・個人の国内滞在期間が90日を超えない場合、文化主管部門は、業務証明書を発行する。既に業務証明書に記入された公演場所が増える場合であって

演出所在地文化主管部门应在外国文艺表演团体、个人入境前，将《外国人演出信息表》通过涉外营业性演出审批信息公示系统报送文化部，文化部以电子文档形式抄送人力资源社会保障部。

入境进行营业性演出的外国文艺表演团体、个人，完成短期工作任务后，拟继续在境内进行短期营业性演出的，演出举办单位应重新向文化主管部门申请工作证明，但工作时间不超过停留或居留许可有效期。审批手续依照本程序中“申请文化主管部门批准文书及工作证明”的有关要求办理。

(二) 办理邀请函或邀请确认函

用人单位持许可证书及工作证明到注册地或所属被授权单位申请办理邀请函或邀请确认函。

演出举办单位持批准文书及工作证明到注册地或首次演出所在地省、自治区、直辖市政府外事部门，办理被授权单位邀请确认函。

(三) 申请 Z 字签证

获准入境完成短期工作任务的外国人，应到中国驻外使馆、领馆或者外交部委托的其他驻外机关（以下简称驻外签证机关）申请 Z 字签证。申请人应提供以下证明材料：

- (1) 许可证书（批准文书）和工作证明的原件及复印件；
- (2) 被授权单位邀请函或邀请确认函；
- (3) 本人护照或者其他国际旅行证件的原件和复印件；
- (4) 驻外签证机关要求的其他材料。

驻外签证机关对许可证书（批准文书）原件和工作证明原件进行核验，留存复印件。对于工作证明中工作期限不超过 30 日的，驻外签证机关均签发停留期为 30 日的签证，同时在备注栏做双语备注“工作时间不得超出工作证明所注期限 Allowed to work only within the period of time indicated in the approval”；对于工作证明中工作期限超过 30 日的，签证备注栏中应注明入境后 30 日内办理居留手

も、増加する出演場所を管轄する文化主管部門は、新たな業務証明を発行しない。

公演場所を管轄する文化主管部門は、海外芸能団体・個人の入国前に、『外国人出演情報表』について、海外営利性公演審査情報公示システムを通じて、文化部に提出しなければならない。文化部は電子ファイルによって、人力资源社会保障部にコピーを送付するものとする。

中国国内で、営利性公演を行う海外芸能団体・個人は、短期業務終了後において、中国国内での短期営利性公演を継続させる場合、公演の主催団体は新たに文化主管部門に対し業務証明の申請を行わなければならない。且つ公演期間が滞在或いは居留許可の有効期間を超えてはならない。なお、審査手続きは、本規定の「文化主管部門による認可及び業務証明」における関連要件に基づくものとする。

(二) 招聘状或いは招聘確認状の取り扱い

使用者は、許可証及び業務証明書を持参のうえ、登録地或いは所属する委託部門に、招聘状或いは招聘確認状を申請する。

公演主催者は、承認文書及び業務証明書を持参のうえ、登録地或いは最初の公演地の省・自治区・直辖市政府の外交事務部門に、被授權単位招聘状を申請する。

(三) Z ビザの申請

短期終了業務のための入国の許可を得た外国人は、中国の在外公館、領事館或いは外交部より委託を受けたその他の在外機関（以下、「在外ビザ発給機関」という）において、Z ビザを申請しなければならない。申請人は、以下の証明資料を提出しなければならない。

- (1) 許可証（承認文書）及び業務証明書の原本とコピー
- (2) 被授權単位招聘状或いは招聘確認状
- (3) 本人のパスポート或いはその他の国際旅券の原本とコピー
- (4) 在外ビザ発給機関が求める、その他の資料

在外ビザ発給機関は、許可証（承認文書）の原本及び業務証明書の原本を確認の上、コピーを取るものとする。業務証明書における業務期間は 30 日を超えないものとし、在外ビザ発給機関は滞在期間 30 日のビザを発給すると同時に、備考欄に 2 つの言語で「業務期間は業務証明書に示された期間を超えることはできない Allowed to work only within the period of time indicated in the approval」と注

续。

与中国有互免签证协议国家人员，入境完成短期工作任务，需在入境前获得工作证明，并持上述材料到我国驻外签证机关申请 Z 字签证。

(四) 办理工作类居留证件

工作期限不超过 30 日的短期工作人员，按工作证明上注明的工作期限工作，并在 Z 字签证中注明的停留期停留。工作期限超过 30 日的短期工作人员，按工作证明上注明的工作期限工作，并持工作证明、Z 字签证等证明材料到公安机关办理停留期为 90 日的工作类居留证件。其中，外国文艺表演团体、个人可持工作证明和 Z 字签证等证明材料到演出举办单位注册地或首次演出所在地公安机关办理居留手续。已取得居留证件的外国演员在国内其他演出地演出，不再重复办理居留手续。

六、其他事项

(一) 获得批准文书和工作证明的外国人取消工作任务未入境的，演出举办单位应及时函告文化主管部门；获得许可证书和工作证明的外国人取消工作任务未入境的，境内合作方应及时函告人力资源社会保障部门审批机关。

(二) 外国人入境完成短期工作任务，其工作期限不得超出工作证明所注期限，工作证明到期后不延期。

持工作证明的外国人完成短期工作任务后，若其居留许可在有效期内，拟被境内用人单位聘用的，可按《外国人在中国就业管理规定》的有关程序在境内办理相关手续。

記し、業務証明書における業務期限の 30 日を超える場合、ビザ備考欄に入国後 30 日以内での居留許可手続きが必要であることを明記する。

中国が相互にビザの免除に関する協定を締結している国の国民については、短期終了業務のために入国の場合、入国前に業務証明書を取得のうえ、上述の資料を持って我が国の在外ビザ発給機関において、Z ビザを申請しなければならない。

(四) 業務類居留許可証の手續

業務期間が 30 日を超えない短期就業者は、業務証明書に注記された業務期限内にて業務し、Z ビザに注記された滞在期間内にて滞在する。業務期間が 30 日を超える短期就業者については、業務証明書に注記された業務期限内に就業しつつ、業務証明書及び Z ビザ等の証明資料を持って公安機関に赴き、90 日の業務類居留許可証のための許可手続きを行う。なお、海外芸能団体・個人については、業務証明書と Z ビザ等の証明資料を持って公演主催者の登録地或いは初回公演が行われる地域の公安期間において、居留手続きを行うことができるものとする。既に居留証明を取得している外国籍俳優が、国内で、その他の公演地で出演する場合、再度の居留手続きは行わない。

六、その他、事項

(一) 承認書面及び業務証明を取得した外国人が中国入国前に業務を取消した場合、公演主催者は直ちに、文化主管部门に書面にて報告しなければならない。許可証及び業務証明を取得した外国人が中国入国前に業務を取消した場合、国内の提携先は直ちに、人力资源社会保障部門の審査機関に書面にて報告しなければならない。

(二) 外国人短期終了業務のための入国は、その業務期限は業務証明書に注記された期限を超えないものとし、業務証明書の期限到来後も、延期はしない。業務証明書における外国人が短期業務終了後、その居留許可の有効期限内であった場合において、国内使用者が招聘した場合、『在中国外国人就業管理规定』の関連手続きに従い、国内の関連手続きを行うものとする。